

入札説明書

社会福祉法人博愛 仁万の里給食業務（以下「本件」という。）にかかる入札公告に基づく一般競争入札等については、社会福祉法人博愛合の諸規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

平成29年2月13日

2. 契約権者

島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1

社会福祉法人 博愛

理事長 齋藤 轟一

3. 担当課

社会福祉法人博愛 仁万の里 総務課

〒685-0106 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1

TEL: 08512-6-2289 FAX: 08512-6-2686

4. 事業内容

事業名	仁万の里食事提供サービス業務委託契約
場所	隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1 仁万の里内
契約期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日
業務内容	仕様書による。

5. 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 都道府県税の滞納のないものであること。
- (3) 主たる営業所が所在する市町村における市町村税の滞納のないものであること。
- (4) 公告の日から入札日までに、社会福祉法人博愛が行う入札について、入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）に本店又は支店（営業所）を有すること。
- (6) 平成23年4月1日以降に定員50名の入所施設において食事サービス提供業務の実績があること。

6. 入札参加資格の手続き等

- (1) 財務規程第22条の規程に基づき、入札参加を希望する者は、その資格認定を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格を認定するための資料は、平成29年2月24日（金）午後5時までに競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（様式第2号）に以下の資料等を添付して、記3の担当課まで提出しなければならない。
なお、期限までに申請書、資料を提出しない者は、本件の入札に参加することができない。

- 1) 営業経歴書
- 2) 登記簿抄本（法人の場合）
申込者本人の住民票及び身分証明書（個人の場合）
- 3) 誓約書（様式第3号）
- 4) 納税証明書（県税、市町村税）
- 5) 財務諸表
- 6) 代行保証体制表（様式自由）
- 7) 人員確保計画書（様式自由）
- 8) 委任状（様式第4号）
- 9) 返信用封筒

(3) 申請書作成に当たっての留意事項

- 1) 提出された資料は返却しない。
- 2) 提出された資料等は提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- 3) 提出期限（平成29年2月24日午後5時）以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認められない。
- 4) 資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
- 5) 資料に関する問い合わせ先は、記3の担当課とする。

(4) 申請書等の入手方法

社会福祉法人博愛ホームページ (<http://oki-hakuai.com>) から入手するものとする。また、記3の担当課においても配付するものとする。

(5) 申請書及び資料に関する書類の受付

- 1) 受付期間 平成29年2月13日（月）から平成29年2月24日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- 2) 受付場所 記3の担当課とする。
- 3) 提出部数 1部
- 4) 提出方法 参加希望者が持参又は郵送（必着）により提出するものとする。

(6) 入札参加資格の認定

(2)の申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は平成29年3月1日（水）に入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(7) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。説明を求める者は、入札参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から7日以内に、書面（様式任意）を記3の担当課へ持参又は郵送して提出しなければならない。説明を求めた者に対しては、書面の提出があった日の翌日から7日以内に書面で回答する。

7. 入札参加資格の認定に関する質問

申請書及び資料に関する質問がある場合は、書面（様式任意）を記3の担当課へFAX又は郵送により提出するものとする。

提出期限	平成29年2月24日（金）午後5時
回答方法	平成29年3月1日（水）にすべての申請者にFAXにて回答をする

8. 仕様書等の閲覧

閲覧期間	平成29年2月13日（月）から平成29年2月24日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間を除く
閲覧場所	島根県隠岐郡隠岐の島町都万2582-1 仁万の里 総務課

なお、電子媒体により入手できる仕様書等は以下のとおり。

- (1) 仕様書

9. 仕様書に関する質問

設計図書に関する質問がある者は、仕様書に関する質問書（様式第5号）を記3の担当課へFAX又は郵送により提出するものとする。

提出期限	平成29年2月24日（金） 午後5時
回 答	平成29年3月1日（水）に全ての申請者にFAXにて回答する。

10. 入札の手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

- 1) 日 時：平成29年3月13日（月） 10時00分
- 2) 場 所：島根県隠岐郡隠岐の島町都万2582-1 仁万の里 会議室
- 3) その他：郵便による入札は認めない。

また、入札参加資格がある旨の通知を受けた後、応札を取りやめる場合は入札辞退届（様式第6号）を必ず提出すること。

- (2) 入札の方法

- 1) 入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ。）は、入札を商号又は名称及び職氏名を記入した封筒に入れて、入札箱に投函しなければならない。
- 2) 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた1年間の合計金額(消費税抜き)を見積もること。
- 3) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (3) 代理人による入札

- 1) 代理人による入札をする場合には、入札に関する委任状（様式第4号）を提出しなければならない。
- 2) 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の代理人を兼ねることができない。

- (4) 再度入札

- 1) 第1回開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度入札を行う。再度入札は2回まで行う（合計3回）。
- 2) 入札者のうち再度入札に参加しない者は、開札の場所を退場しなければならない。

- (5) 入札の取止め

財務規程第25条に定める事由が生じたときは、入札を取止める。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

- (6) 入札の無効

以下に該当する入札は無効とする。

- 1) 財務規程第28条各号のいずれかに該当するとき。

(7) 契約期間

契約期間は2年間とする。

11. 落札者の決定方法

- (1) 財務規程第26条の規程に基づいて定められた予定価格と、財務規程第27条の規程に基づいて定められた最低制限価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 再度入札をおこなった場合でも落札者がいない場合には、財務規程第29条の規程により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行う。ただし、この場合でも予定価格は変更しない。
- (4) 落札者が決定したときは、財務規程第30条の規程により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

12. その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約書の作成
 - 1) 契約書の作成を要する。
 - 2) 落札者が決定したときは、7日以内に社会福祉法人博愛と落札者の間で契約するものとする。
- (3) 資料、入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。
- (4) その他詳細不明な点については、記3の担当課に照会すること。

13. 添付書類

様式第1号：入札書

様式第2号：競争参加資格確認申請書

様式第3号：誓約書

様式第4号：委任状

様式第5号：質問書

様式第6号：入札辞退届